

# 食物アレルギーのある 児童・生徒の保護者様へ

沖縄県では、本県を訪れる児童・生徒および送り出す保護者さまが、安心して修学旅行等を楽しめるよう食物アレルギーの現状を事前にご提供いただく「沖縄修学旅行食物アレルギー事前調査票」の提出に御協力いただいています。

本調査票は保護者様にご記入いただき学校を通して、旅行会社、宿泊・食事提供施設との連携と情報共有を図るツールとして作成しています。

特に沖縄県内の宿泊・食事提供施設は本調査票に基づき、食物アレルギーに対応させていただきますので、以下の留意事項をよくお読みの上ご記入いただけますようお願いいたします。

なお、調査票につきましては共通認識と安全性を図るため関係各所で共有させていただきますので、あらかじめご承知ください。

## 記入上の留意点

### 1 食物アレルギーと好き嫌いについて

食物アレルギーとは、特定の食物を食べたり吸い込んだり触ったりした時に免疫が過剰に反応して起きる有害な症状です。好き・嫌いとは異なるため医師の指導のもと食べられないものをご記入ください。

### 2 調理施設と調理器具について

アレルギー対応食も同一厨房で調理しています。また調理器具はアレルギー食専用ではありませんが、十分に洗浄するなど注意したうえで調理しています。

### 3 アレルギー対応食の食事提供内容について

本調査票でご記入いただく食品は表示義務のある「卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ(落花生)・えび・かに」を対象としています。その他の食材についてご相談のうえにはなりますが対応できない場合があります。また、安全性最優先での対応のため別献立となることがあります。

### 4 調査票のご記入について

本調査票のご記入にあたっては、主治医ともご相談の上現在の摂取状況を再度確認いただき安全面重視でご記入ください。通院を中断されている場合には受診をおすすめします。調査票のご記入内容によっては、宿泊・食事提供施設及び旅行会社からアレルギー対応について、個別に相談させていただく場合があります。

皆さん、修学旅行でどんな思い出がありますか？私は喘息持ちだったのですが、枕投げの途中に発作が出て、別室で苦しい一夜を過ごしました。修学旅行で、今でも一番覚えているのはこのことです。沖縄に来てくれた子ども達には、アレルギー症状を起こすことなく過ごしてほしいと思います。食物アレルギーの子ども達は、原因食品を食べなければ、何も起こりません。食べてはいけない食品を一目で分かりやすく把握するため、

「食物アレルギー事前調査票」が作成されました。積極的に活用していただけると幸いです。しかし、どんなに気を付けていても誤食が起こることはあります。万が一症状が出た時は、救急病院を紹介してください。息苦しそうにしていたり、ぐったりしているときは、救急車を呼んで下さい。沖縄に来てくれる修学旅行生全員が、楽しい思い出だけを持って帰れるように、また沖縄に来たいと思ってもらえるように、一緒に協力していきましょう！



沖縄医療生活協同組合  
沖縄協同病院 小児科 部長

尾辻 健太

## アナフィラキシー対応可能救急病院

本島 中部	沖縄県立 中部病院 沖縄県うるま市宮里 281	TEL 098-973-4111
本島 南部	地方独立行政法人 那覇市立病院 沖縄県那覇市古島 2-31-1	TEL 098-884-5111
本島 南部	沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院 沖縄県那覇市古波蔵 4-10-55	TEL 098-853-1200
本島 南部	沖縄県立 南部医療センター・こども医療センター 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118-1	TEL 098-888-0123
久米 島	公益社団法人 地域医療振興協会 公立久米島病院 沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅 572-3	TEL 098-985-5555
宮古 島	沖縄県立 宮古病院 沖縄県宮古島市平良字下里 427-1	TEL 0980-72-3151
石垣 島	沖縄県立 八重山病院 沖縄県石垣市真栄里 584-1	TEL 0980-87-5557

●本ガイドのお問い合わせ

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部国内プロモーション課 教育旅行チーム

TEL 098-859-6125

医学監修：尾辻健太〔沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院〕

総監修：一般社団法人アレルギー対応沖縄サポートデスク

発行日：2019年3月

発行：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課

協力企業：株式会社 JTB、近畿日本ツーリスト株式会社  
株式会社日本旅行、東武トップツアーズ株式会社

# 沖縄修学旅行 食物アレルギー事前調査票 使用ガイド

楽しく、安全安心な修学旅行を実現する  
食物アレルギー事前調査票をご紹介します。



沖縄県

OCVB

Be.  
Okinawa

# 沖縄修学旅行食物アレルギー 事前調査票使用ガイド



沖縄県では、日本全国46都道府県から年間約2,500校、43万人の児童・生徒・学生がお越しになり、本県の自然・歴史・文化を通して学習効果の高い修学旅行を行って頂いております。その修学旅行の中でも必ず関わってくるものが「食」です。昨今では食物アレルギーのある児童・生徒が増加傾向にあります。

そこで本県では安全で安心な沖縄修学旅行の受入をより一層強化すべく京都府健康福祉部健康対策課「食物アレルギーの子京都おこしやすプロジェクト」にならない沖縄県修学旅行推進協議会/宿泊機能分科会にて「沖縄修学旅行食物アレルギー事前調査

票]を作成致しました。

沖縄修学旅行において学校-旅行会社-飲食提供施設間で統一の調査票を使用し正確に食物アレルギー対象生徒の情報を伝達する事でヒューマンエラーを防止し沖縄修学旅行を実施する子供たちの安全を担保するとともに学校や保護者にも安心して頂くためのものです。

本調査票が安全・安心な沖縄修学旅行の実施に向けた一助となれば幸いです。

## 安全安心な修学旅行のポイント！

### ●同じ情報を共有しましょう。

本人と保護者・学校・旅行会社・受入施設が同じ書式で同じ情報を共有することで、適切な対応が可能になります。

### ●安全優先を心がけましょう。

アレルゲンとなる食材は除去することをおすすめします。

### ●7品目に特に注意しましょう。

特定原材料7品目は最も代表的なアレルゲンです。しかも、加工食品では表示が義務付けられています。(小麦アレルギーでもしょうゆは摂取できる場合が多いため別枠にしています)

※特定原材料7品目:卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生(ピーナッツ)

## おきなわ修学旅行ナビ

旅行会社や教職員のための修学旅行専門サイト



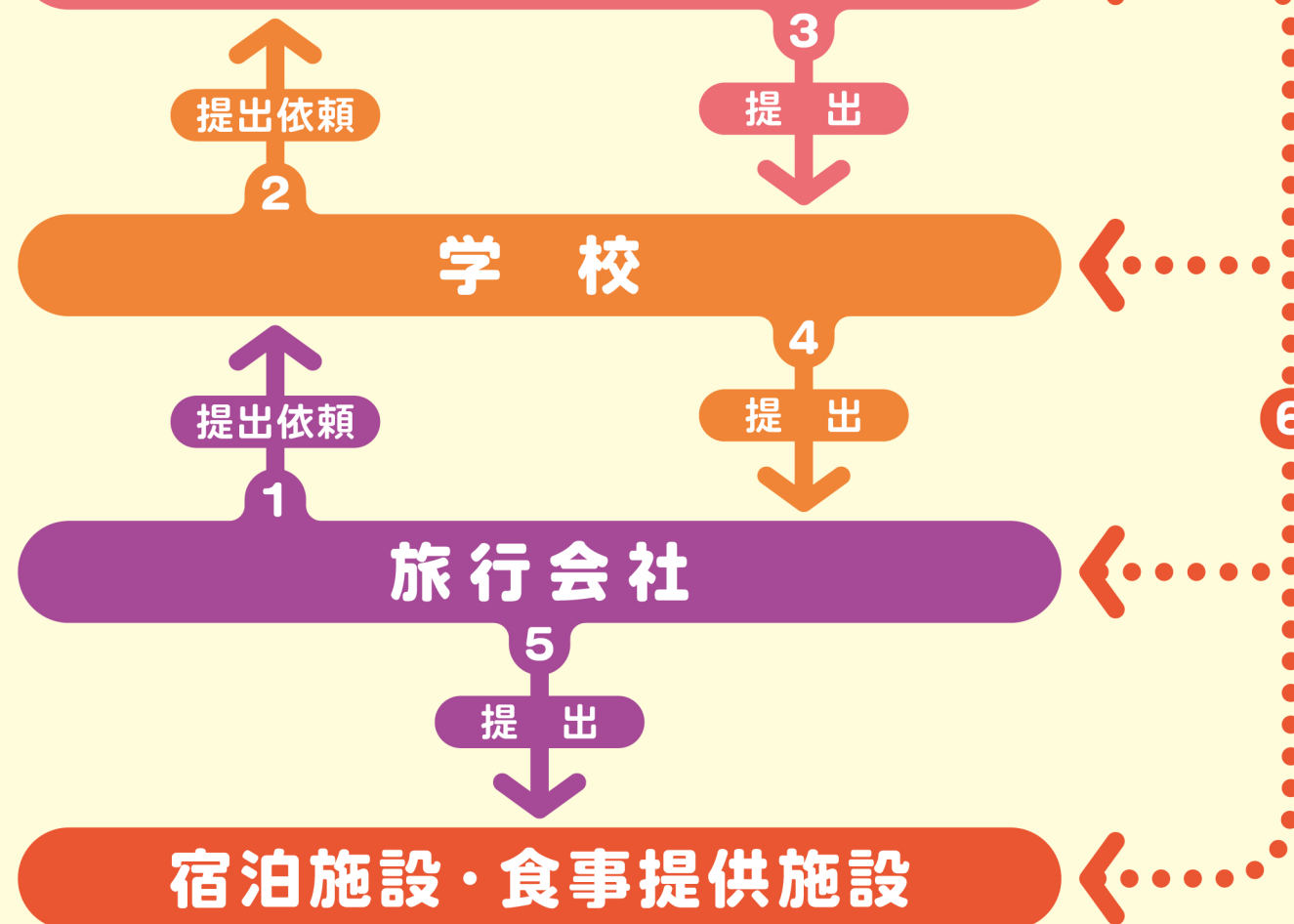
沖縄修学旅行  
食物アレルギー  
事前調査票は  
ここから  
ダウンロード

おきなわ修学旅行ナビ

検索

<https://education.okinawastory.jp/>

## 食物アレルギーのある子の保護者



1 旅行会社から、沖縄県へ修学旅行に来る学校へ、事前調査票の提出を依頼

2 学校から、食物アレルギーのある子どもの保護者に事前調査票を提出依頼  
(基本的には、学校における健康調査で食物アレルギーのある子どもを対象に事前調査票を配布しますが、入学直後等により把握ができていない場合など学校の状況に応じて全員配布の対応も可)

3 保護者は、主治医と相談の上で事前調査票を記入し、学校へ提出

4 学校は事前調査票を回収し、修学旅行の出発1ヶ月前までに原本を旅行会社に提出

5 旅行会社は写しを宿泊施設・食事提供施設へ提出

6 必要に応じ、宿泊施設・食事提供施設と学校・保護者が具体的な調理内容について相談。宿泊施設・食事提供施設のフロント、厨房、配膳の担当で情報共有し、事故防止のための確認に使用し、旅行会社・学校にも情報を共有する

## 沖縄修学旅行

### 食物アレルギー事前調査票(保護者記入)

※本調査票は過去医師によりアレルギーと診断された方のみご記入下さい。  
(アレルギーと診断されていない方のご記入は不要です。)

(フリガナ) 児童・生徒氏名		性別	男性・女性
保護者氏名			
学校名(団体名)	学年・組	年 組	
保護者連絡先(電話番号)	-		
旅行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

(※旅行実施1ヶ月前までの提出をお願いします。)

①現在、医師に「食物アレルギー」と診断され、通院していますか？

定期的に通院している ・ 1年以上、通院していない

②医師により除去が必要とされている食材について、除去該当欄の除去の要否に「○」をつけてください。「食材の加熱・非加熱等調理法にかかわらずアレルギーを起こす食材についてお答えください。」

アレルギー物質		除去該当欄 (出汁・エキス類含む)
1	卵	除去が必要 ・ 除去は不要
2	牛乳	除去が必要 ・ 除去は不要
3	小麦(沖縄そば等)	除去が必要 ・ 除去は不要
	しょうゆ	除去が必要 ・ 除去は不要
4	そば(日本そば)	除去が必要 ・ 除去は不要
5	落花生(ピーナッツ)	除去が必要 ・ 除去は不要
6	えび	除去が必要 ・ 除去は不要
7	かに	除去が必要 ・ 除去は不要

※出汁・エキス類とは・・・アレルゲンと同一鍋調理および同一油使用の事を指します。

上記以外に、医師により除去が必要と診断されている食品がある場合は、具体的な品目を下記にご記入ください。食材として用いないで調理を行います。加工食品については、表示義務がない食材であることから確認できないことがありますので、詳細は個別にご相談させていただきます。

③食物アレルギーの症状が出た場合の治療薬をお持ちですか。

はい(飲み薬/注射) ・ いいえ

「はい」とお答えになった場合、薬剤使用のタイミング、病院受診のタイミングについて主治医の指示を受けておください。

本調査票は、食物アレルギーのあるお子様の校外活動において、宿泊施設、食事提供施設における食の安全を確保するための資料とすることを目的とし、宿泊施設、食事提供施設、学校及び旅行会社において共有するものです。その他の目的に使用することは一切ありません。また本調査は、個人情報の取扱に留意の上、各機関・施設において責任を持ちまして保管・処分いたします。以上の個人情報の取扱に同意の上、御署名いただき事前調査票を提出願います。

年 月 日 保護者署名